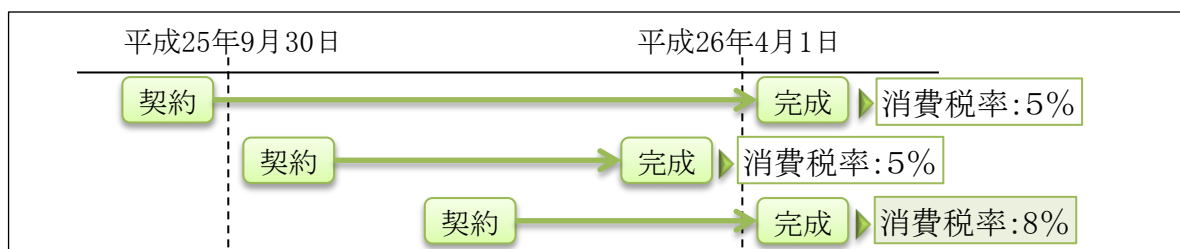


- ▶ 平成26年4月1日以降にリフォーム工事が完了する場合※、消費税率は8%が適用されます。 ※ 平成25年9月30日までに契約を締結している場合を除く。
- ▶ 今後、リフォーム工事契約を締結する際には、工期が遅延した場合や追加工事発生時などにおける追加費用の扱いについて、発注者と十分相談し、双方合意の上で契約を締結して下さい。

消費税率について

- ・リフォーム工事では、平成25年10月以降に契約を締結し工事完了が平成26年4月を過ぎる場合は、消費税率8%が適用されます。
- ・なお、リフォーム工事契約が平成25年9月30日までに終わっている場合は、工事完了が平成26年4月を超える場合でも消費税率5%が適用されます。



注意点とトラブル回避のための方策について

消費税率5%でリフォーム工事契約している場合は、以下のような場合には税率8%が適用され追加費用が発生し、トラブルの発生が懸念されます。

<トラブルが発生しやすいパターン>

① 工期の遅延・変更により完成時期が平成26年4月以降になった。

→ 理由の如何にかかわらず、リフォーム工事完成が平成26年4月以降となった場合は、全ての工事費用について消費税率8%が適用されます（平成25年9月末までに契約している場合を除く）。

② 追加工事が発生した。

→ 平成25年9月末までに契約し消費税率5%が適用される場合でも、平成25年10月以降に追加工事が発生し平成26年4月以降に工事が完了した場合には、追加工事分の費用は消費税率8%が適用されます。

トラブル回避のための方策

- ① 少額のリフォーム工事であっても書面により請負契約を締結しましょう。参考：(一社)住宅リフォーム推進協議会標準契約書式：<http://www.j-reform.com/publish/shosiki.html>
- ② 工期遅延時や追加工事発生時における増税分の支払いルールを書面で定め、発注者の方と合意しておきましょう。
- ③ 工期が遅延しないよう余裕を持った工期の設定を心がけましょう。

セールストーク・表示上の注意点について

以下のようなセールストーク・表示は、法違反の恐れがあるのでご注意下さい。

①「消費税の引上げ分は当社が負担します。消費税は5%分しか頂けません。」

→ 単なる本体価格の値引きを消費税の免除であるかのように誤認される恐れがあります。

②「消費税率上昇分を値引きします！」「消費増税相当分、次回利用できるポイントを付与します。」

→ 消費税転化対策特別措置法で禁止されています。